

第 15 回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議録

日 時：令和 3 年 5 月 8 日(土)16 時 00 分～16 時 30 分

場 所：本庁 12 階 1 ～ 3 号会議室

出席者：別紙座席表のとおり

【危機管理対策室長】

ただ今から第 15 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。危機管理対策室の荻田でございます。

昨日、開催されました政府の対策本部会議におきまして、北海道に対し「まん延防止等重点措置」の新たな適用が決定されております。

また、本日の北海道の本部会議におきまして、今後の対策等について示されておりますので、このことを踏まえまして、本部長であります秋元市長からご指示をいただくため、本日の会議を開催いたします。

初めに、会議次第の(1)について、事務局からご報告させていただきます。

【危機管理対策部長】

事務局、危機管理対策部の永澤です。北海道の取り組みについてご説明いたします。資料「第 52 回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議」をご覧ください。こちらは本日、北海道で開催された本部会議の資料で、原案通り決定されております。

資料 1「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 3 年 5 月 7 日変更)について」をご覧ください。期間の延長や、対象の追加では「まん延防止等重点措置」に北海道が追加され、令和 3 年 5 月 9 日から 5 月 31 日までの 23 日間とされているところです。除外されたのは宮城県で 5 月 11 日までとなっております。

下の部分が、今回、基本的対処方針で変更になった主な点がまとめられております。「緊急事態措置」区域においては、催し物の開催制限と施設の使用制限、「まん延防止等重点措置」区域における取り扱いにおきましては、施設の使用制限ということで、「緊急事態措置」の実施期間において酒類の提供を行

わないよう(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)要請とされております。

また、措置区域において、施行令第 11 条第 1 項に規定する多数の者が利用する施設について、営業時間の短縮(20 時までとする)を要請する、となっております。

1 枚おめくりください。資料 2「道内の感染状況等について(案)」です。下の部分が北海道の 7 つの指標について、5 月 7 日現在の北海道の状況、札幌市内の状況をまとめたものとなっております。北海道も札幌も全ての指標において、前の週に比べて増加している状況です。

次のページは、国の分科会の提言で示されている新たな指標について、北海道の状況、札幌市内の状況をまとめたものとなっております。下の部分ですが、最近の感染状況等についてです。道内の新規感染者数は 5 月 7 日には 10 万人当たり 30.2 人/週となり、各地での感染確認が続いております。

医療提供体制は、札幌市内においては、市外への広域搬送も必要となっております、5 月 5 日「札幌市医療非常事態宣言」が発令されております。

今後の対応ですが、「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえて、北海道は 5 月 5 日、特措法に基づき「まん延防止等重点措置」の実施を国へ要請し、5 月 7 日「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として決定されたところです。このたびの決定を受けて、札幌市内における人と人との接触機会を徹底して抑え、これ以上の感染拡大を食い止めるため、札幌市を対象に「緊急事態宣言」と同等の強い措置を実施するとされたところです。

資料 4「特措法に基づくまん延防止等重点措置(案)」をご覧ください。下の部分ですが、対象区域は札幌市内、期間は令和 3 年 5 月 9 日から 5 月 31 日まで、実施内容は先ほど申し上げたものに基づき、特措法第 31 条の 6、および第 24 条により、道民等に対する要請と必要な協力について働き掛けを実施するというものです。

まず初めに、道民や札幌市内に滞在している皆さまへの要請です。5 月 9 日から、外出の際は不要不急の外出や市外への移動を控えること、不要不急の都道府県間の移動は控えることなどが書かれております。飲食の際は、午後 8 時以降は飲食店にみだりに出入りしないということで、特措法第 31 条の 6 の規定によるものです。

1枚おめくりください。上の部分が飲食店等への要請です。要請期間は5月12日から5月31日です。対象施設は、飲食店、バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗です。要請内容は、特措法第31条の6に基づき、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を行わないこと。営業時間は、午前5時から午後8時までとすること。その他、記載の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインを遵守することが要請されております。

下の部分ですが、イベントの開催についての要請・協力依頼です。期間は5月11日から5月31日までです。人数上限が5,000人以下、収容率についても規制がございます。開催にあたっての要請・協力依頼内容ですが、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を行わないこと、営業時間は午後9時まで(無観客で開催される催し物を除く)とされております。

1枚おめくりください。上の部分ですが、事業者への要請・協力依頼です。こちらは5月9日からです。経済団体と連携して、時差出勤、テレワークなどの促進により、接触機会の低減について、一層の徹底を図るとされております。その他、交通事業者への協力依頼、学校への要請などが記載されております。

下の部分ですが、飲食店等以外の施設への要請・協力依頼です。こちらは5月12日からです。対象施設は、劇場や映画館、集会場、展示場などです。協力依頼内容は、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を行わないこと。営業時間は午後8時(イベント開催、映画館は午後9時)まで、とされております。人数上限、収容定員についても規定があります。

1枚おめくりください。上の部分ですが、飲食店等以外の施設への要請・協力依頼です。対象施設は、体育館や博物館、美術館などです。こちらについても、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を行わないこと。1,000㎡を超える場合、営業時間は午後8時まで、イベント開催の場合は午後9時までとするという特措法第24条第9項の要請と、1,000㎡以下の場合には同じような協力依頼がなされております。

下の部分ですが、対象施設がスポーツクラブやパチンコ店、ゲームセンター、大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などです。こちらについても酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を行わないこと。1,000㎡

を超える場合、営業時間は午後 8 時までが特措法第 24 条第 9 項で要請され、1,000 m²以下の場合には協力依頼となっております。

一番下に書いてありますが、札幌市内の道立および市立施設は、原則、休館するとなっております。

資料 5「まん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組」ということで、対象区域は札幌市を除く、全道域となっております。

事務局から、説明は以上です。

【危機管理対策室長】

続きまして、会議資料(2)について、保健福祉局の栗崎局長、よろしく願います。

【各本部員(各局局長職)】

(保健福祉局 資料あり)

健康安全担当局長の栗崎でございます。「札幌市の感染状況について」ご報告させていただきます。

1 ページをご覧ください。新規感染者数の推移でありますけれども、拡大が止まらず、今週と先週の同じ曜日との比較では、4月8日以降、連続 30 日間、前週を上回る日が続いております。5月8日につきましても、前週を上回る日が続いておりますので、31 日間連続ということになります。昨日、5月7日の 1 週間の合計でいきますと 1,191 人となっております。

また、本日、5月8日の 1 日当たりの新規感染者数は 277 人、1 週間の合計としては 1,345 人と、いずれも過去最高を更新しており、感染の拡大はまさに危機的な状況であります。

2 ページをご覧ください。札幌市民の入院患者数の状況についてご説明を申し上げます。5月7日には過去最大の 388 人になりまして、4月19日以降、連続で 300 人を超える状況が続いております。

また、重症者の患者数も高止まりが続いている状況でございます。病床の状況につきましては、後ほど医務監からあらためてご報告をさせていただきます。

3 ページをご覧ください。検査数についてであります。直近 1 週間の検査

数は 13,012 件でありまして、1 日平均で約 1,800 件と昨年の第 3 波を上回る水準で検査を継続しております。直近の陽性率は 9.2%となっておりまして、北海道の警戒ステージの指標に設定をされております、ステージ 4 相当の 10%に近い数値まで上昇が続いております。

4 ページをご覧ください。最近の新規感染者の感染経路について、ご説明を申し上げます。学校や家庭などでの感染事例が高い水準で続いておりますほか、個人活動に起因する感染が、割合、件数ともに 4 月中旬以降、増加に転じているところであります。

5 ページをご覧ください。個人活動による感染経路について、少し詳しく説明を申し上げます。個人活動の中でも、会食に関連するものが全体の約 8 割を占めておりまして、特に飲食店、それから接待飲食店等に関するものだけでも、全体の約半数に及んでおります。個人活動による感染は、その後、家庭内感染に繋がり、さらには施設や病院、職場などのクラスターの引き金になりますことから、その流れを断つためにも、飲食の場面を含む対策強化が必要と考えられます。

6 ページをご覧ください。グラフは昨年 10 月末からの札幌駅、大通駅、すすきの駅における人出、人流を示したものであります。1 日当たりの人出の 1 週間の平均では、4 月 24 日のゴールデンウィーク特別対策期間以降、札幌駅、大通駅において一定の減少が見られるところではありますが、すすきの駅につきましては、小幅な減少にとどまっているところであります。

7 ページをご覧ください。夜 10 時の時点での人出、人流を比較いたしますと、札幌駅、大通駅、すすきの駅のいずれも一定の減少が見られますことから、時短要請などの対策の効果が表れているものと推測されます。

8 ページをご覧ください。グラフは札幌駅、大通駅の朝 9 時の出勤の時点での比較をしたものでありますけれども、昨年の同時期と比較いたしますと、今年は札幌駅、大通駅ともに高い水準で推移をしております、通勤時間帯の人流が、昨年のレベルまでは抑制されていないということが読み取れるかと思っております。

9 ページをご覧ください。グラフはすすきの駅の夜 20 時、22 時の時点の人流について、昨年同時期と比較したものであります。昨年との比較で申し上げ

ますと、どちらの時間帯も昨年を上回る人流でありますことに加え、20 時と 22 時との人流の差が昨年と比較して大きく表れております。以上を踏まえま
すと、店舗のご協力により、営業時間を短縮している時間帯については、活動
が抑制されていることがわかりますが、全体としては、昨年のレベルまでの行
動変容には至っていないということがわかると思います。

以上、ご説明申し上げた通り、市中感染が広がっている中、新規感染者の数
が急速に増加しているところであります。

また、札幌市が医療の非常事態にあるという状況も踏まえまして、より強い
措置による人流の抑制、行動の変容を促す必要があると考えております。

私からは以上でございます。

【危機管理対策室長】

続きまして、保健福祉局の館石医務監、よろしくお願いいたします。

【各本部員(各局局長職)】

(保健福祉局 資料あり)

保健福祉局医務監の館石です。入院受入病床の現況について報告いたします。

資料「市内入院者数の推移」は、市内の入院者数と病床状況を示したもので、
5月8日時点における新規感染者数は277人、昨日時点の入院患者数は388人
となっており、前回報告時よりもさらに42人増加をしております。確保病床
数については、各医療機関のご協力により、480床まで増床をしております。

また、受入可能病床数も405床まで拡大しているところですが、実質的な病
床使用率は96%であり、実質的に満床という、極めて厳しい状況となっていま
す。

ページをおめくりいただき、「市外搬送の状況」です。市内の医療機関の病
床逼迫により、市外病院への搬送が4月には17件、5月7日時点で、すでに
17件発生しております。

また、入院の調整が翌日以降に持ち越される患者が増えている状況にありま
す。

先日、札幌市医師会や札幌市など9団体の連名で「札幌市医療非常事態宣言」

を発出したしましたが、まさに危機的な状況が続いています。札幌市は「まん延防止等重点措置」の適用が決定されたところではありますが、医療の逼迫状況はそれを上回る「緊急事態宣言」のレベルにあり、極めて深刻です。

このままでは、助かるはずの命が失われてしまう事態が現実のものになりつつあり、新規感染者の抑制が市民の命に関わる待ったなしの状況です。

私からは以上です。

【危機管理対策室長】

続きまして、会議次第の(3)に入らせていただきたいと思います。

まず、「今後の感染拡大防止対策等について」という資料をもとにご説明をさせていただきます。

「1 目的」でございます。上から2つ目になりますが、北海道対策本部会議におきまして、特措法の規定に基づく道民・市民・事業者の方々への要請等を含めた北海道の取り組みが決定されたことを踏まえまして、これに合わせた形で札幌市の取り組みを整理したものでございます。

「2 今後の感染拡大防止対策等」でございます。まず、「(1) 市民の皆さまへの取組」でございます。1つ目になりますが、各区におきましては、継続して、繁華街、商店街等の、人が集まりやすい場所・時間帯に、公用車を巡回させるなどの方法により注意喚起を実施すること。2つ目になりますが、大通公園、創成川公園、中島公園におきまして、夜間飲酒をするグループ等に対しまして、徒歩による巡回ですとか、声掛けなどによる注意喚起を実施いたします。

続いて「(2) 飲食店等への取組」でございます。2つ目でございますが、北海道が行う、飲食店等に対する感染防止対策等に係る現地確認、これについて札幌市の職員も含めて協力をしていきたいと考えてるところでございます。

「(3) イベントの開催についての取組」について、枠囲みの部分ですが、北海道のイベント開催に係る要請でございます。人数上限5,000人などありますので、これに関する要請に連動しまして、イベント主催者等への働き掛けを札幌市も実施したいと考えているところでございます。

「(4) 事業者への取組」でございます。3つ目になりますが、市内の主要

観光施設等のライトアップ、繁華街の屋外広告などの午後 8 時以降の夜間消灯を要請することとしております。

続いて「(5) 交通事業者の取組」と「(6) 学校への取組」についても後ほど、ご説明をいただくこととしております。

最後「(7) 飲食店等以外の施設への取組」についてでございます。枠囲みの部分ですが、北海道の飲食店以外の施設への協力依頼として、営業時間短縮 20 時までなどがございます。これと連動しまして、札幌市も飲食店等以外の施設への働き掛けを実施していきたいと考えているところでございます。最後の部分でございます。市内の人流抑制および感染拡大防止のため、市有施設の原則休館を 5 月 31 日まで継続することとしております。

私からの説明は以上でございます。

続きまして、経済観光局の田中局長、説明をよろしくお願いいたします。

【各本部員(各局局長職)】

(経済観光局 資料あり)

経済観光局、田中でございます。私から 4 点、ご説明いたします。

1 点目が「営業時間の短縮要請に応じる飲食店への協力支援金について」であります。すでに 5 月 11 日までの時間短縮の要請をしておりますが、5 月 12 日以降につきましても、5 月 31 日まで継続して時間短縮を要請するものでございます。

要請期間は令和 3 年 5 月 12 日から 5 月 31 日までの 20 日間になります。5 月 11 日までは、今の要請が引き続き行われます。

対象施設は市内の飲食店・カラオケ店です。要請内容でございますが、営業時間につきましては午後 8 時までと変わらないですが、5 月 12 日以降は、酒類提供は終日行わないこと、ということのを要請させていただきます。

これに伴う支援金が(4)でございますけれども、これは今までと単価が変わらず、中小企業におきましては 3 万円から 10 万円、大企業につきましては上限 20 万円ということになっています。

「事業者向け経営支援の強化について」でございます。さまざまな業種で影響を受けている事業者が多いと思われまますことから、その相談窓口を開設ある

いは強化するものでございます。

「1 事業者向けワンストップ相談窓口の機能強化」ということで、これはすでに中小企業支援センター内に置かれております、窓口の機能強化をするものでございます。さまざまな支援金の相談に応じていこうと考えてございます。

「2 経営相談会(札幌商工会議所との協力開催)」、これは札幌商工会所との協力開催で、新規に開設することとしております。具体的には、土曜日に緊急の相談窓口を開きます。日付については、5月15日(土)、22日(土)、29日(土)を予定しております。場所は北海道経済センタービル1階となっております。

次に、出張緊急相談窓口ということで、なかなか中心部に來ることのできない事業者の皆さんを想定いたしまして、札幌商工会議所3支所に、札幌市から中小企業診断士を派遣して相談窓口を開くものでございます。

次は、「経済団体と連携した出勤者数削減の取組について」の資料でございます。すでに7割削減をお願いしているところでございますが、その期間を5月31日まで、あらためて延ばして要請するものでございます。要請内容は、枠囲みされた部分ですが、テレワークや時差出勤などの取り組みをしていただいて、出勤者数の7割削減を目指していただくものでございます。要請団体は記載の7団体となっております。

これに向けた支援といたしまして、6番目でございますが、すでにご案内の札幌市テレワーク推進サポートセンターを開設しているほか、令和3年度のテレワークの導入補助金の募集が5月10日から始まるところでございます。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の主な変更点等」の資料について、特に札幌市内の事業者に関わるところにつきまして、説明させていただきます。

まずは、「1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年5月7日変更)のまん延防止等重点措置関連部分(抜粋)」について、各要請内容の変更がでございます。変更のところにつきましては、アンダーラインを引きまして、例えば、飲食店への要請ということで、都道府県知事の判断により、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を追加した、という記載がでございます。

「2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向けの主な国の経済支援策」でございますが、支援策を記載してございます。「(1) 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店(大企業を含む)に対する協力金」は、先ほどご説明いたしました時間短縮の要請をしていただいた事業者に対する協力金であります。

「(2) 月次支援金」、こちらは国の施策でございまして、今回の「緊急事態措置」、あるいは「まん延防止等重点措置」の影響によって売上が半減したところに支給する支援でございます。

「(3) 大規模施設等に対する協力金(案)」ということで、今回は1,000㎡以上の大規模施設に対して、知事の権限で時間短縮の要請ができることになりました。この要請に応じた事業者に対して、道から支援金を支給するものでございます。支給の内容は、基本的に面積に応じて、あるいはテナント数に応じて支給されることとされています。

「(4) 酒類販売事業者に対する支援(案)」でございますが、先ほどの月次支援金に加えまして、特に酒類販売業者に対しましては、県における上限額を上乗せできることになりました。

「(5) 雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金」が延長されております。こちらも国による措置となっております。

これで説明は以上でございます。

【危機管理対策室長】

続きまして、浦田交通事業管理者よろしくお願いいたします。

【各本部員(各局局長職)】

(交通局 資料あり)

交通局でございます。資料は「地下鉄・路面電車の新型コロナウイルスの感染拡大防止策について」になります。このたび「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、地下鉄・路面電車の終発時刻繰り上げなど、さらなる感染防止策を実施します。

まず、「1 終発時刻の繰り上げについて」でございますが、地下鉄では全

線におきまして、最終電車を現在の 24 時 00 分からおおむね 30 分繰り上げることとし、路面電車につきましても、運行業務を担っております札幌市交通事業振興公社におきまして、地下鉄と同様に、終発時刻をおおむね 20 分繰り上げることといたしています。終発時刻の繰り上げは、他の交通機関との乗り継ぎも考慮した結果、5 月 12 日水曜日から実施をする予定です。

次に、「2 主要駅での検温装置設置について」でございます。こちらも同じく 5 月 12 日から、札幌駅と大通駅にある全ての改札口、13 箇所でございますが、こちらの方に自立式検温装置を順次設置いたします。

最後に、「3 事前周知について」でございますが、終発時刻の繰り上げにつきましても、エッセンシャルワーカーなどへの影響が懸念されることから、駅構内でのポスターやホームページなどによりまして、可能な限り広く迅速に利用者の皆さまに周知を行ってまいります。

交通局からの報告は以上となります。

【危機管理対策室長】

続きまして、教育委員会の長谷川教育長、ご説明をよろしくお願いいたします。

【各本部長(各局局長職)】

(教育委員会 資料なし)

教育委員会でございます。前回の対策を講じる会議におけます、本部長指示を受けまして、市立学校の修学旅行等について、当面の間、実施を見合わせることや部活動の休止期間の延長のほか、特に感染リスクが高いとされている学習活動を置き換えるなど、各学校活動における感染症対策を強化するよう通知したところでございます。

また、「まん延防止等重点措置」の期間が 5 月 31 日までと決定いたしましたことから、あらためまして本日の会議終了後、通知をする予定でございます。

内容といたしましては、当面の間、としておりました対象期間を重点措置期間とすることや、公共交通機関等を利用する高等学校、特別支援学校に対しまして、時差通学等、通学時の混雑を避ける配慮や、小学校の運動会につきまし

ては、感染症対策を徹底することに加えまして、感染状況を踏まえ、実施時期の延期などについても検討することなど、これまで以上の感染症対策をお願いするものとなってございます。

教育委員会といたしましては、変異株の影響などにより、学校内で感染が拡大する事例も増えてきておりますので、札幌市における教育活動のガイドラインに基づきまして、引き続き感染症対策を徹底しながら子どもたちの学びを継続できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

【危機管理対策室長】

その他説明のある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、本部長であります秋元市長からご指示をいただきたいと思っております。

【本部長(秋元市長)】

市民や事業者の皆さま、医療従事者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に、ご協力をいただいておりますこと、心から感謝申し上げます。

先ほど、事務局から報告のあったとおり、昨日の政府対策本部会議の決定を受けて、本日、北海道対策本部会議において、5月9日から5月31日までの間、札幌市に対して、「まん延防止等重点措置」の適用が決定されたところであります。

札幌市におきましては、先日の「札幌市医療非常事態宣言」のとおり、医療提供体制も大変危機的な状況にあります。

また、新規感染者数につきましては、今回、緊急事態が宣言された愛知県あるいは福岡県よりも厳しい感染状況にあります。

市民の皆さまには、こうした状況をご理解いただき、

- ・ 不要不急の外出や市外への移動を控えること
- ・ 午後8時以降、飲食店等の利用をしないこと
- ・ できる限り同居していない方との飲食を控えること

を今まで以上に、徹底していただくよう、あらためてお願い申し上げます。

市民や事業者の皆さまには、引き続き、ご負担をお掛けいたしますが、「まん延防止等重点措置」の期間であります5月31日までに、市内の感染状況や医療提供体制を改善させ、安心してワクチン接種を受けられる環境を整備していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本部員に対して指示をいたします。

- 「まん延防止等重点措置」実施期間における対策につきましては、昨日示された政府の基本的対処方針に基づき、北海道と連携をしながら、報告のあった取り組みについて、迅速に実施すること。
- 現在のペースで感染者が増え続けますと、入院できない患者が増えてくる事態が想定されることから、北海道と連携をしながら、市外の医療機関への搬送や、宿泊療養施設、自宅療養などの体制の整備を早急に進めること。
- 現下の感染状況や医療提供体制の危機的な状況を乗り越えていくために、より多くの方に、一刻も早くワクチンを接種していただくことが重要であることから、国や企業にも協力を仰ぐなど、ワクチン接種体制のさらなる強化に取り組むこと。
- 感染拡大防止に向けては、何より人流の抑制、人と人との接触機会の削減が重要でありますので、市内事業者に対し、時差出勤、テレワークのみならず、休暇の取得促進のほか、業務時間の短縮や停止など接触機会を低減する取り組みを行って、出勤者数の7割削減を目指していただくよう、経済団体と連携しながら、一層積極的に働き掛けをすること。
- これらの取り組みを確実に実施していくための財源措置や、より効果的な感染拡大防止策を推進するための必要な法整備などについても適宜、国に要望していくこと。

【危機管理対策室長】

各局区におかれましては、ただ今の本部長指示を踏まえまして、今後の対応をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。